

組合員・利用者の皆様へ

組合員をはじめ地域住民・利用者の皆様におかれましては、かねてよりJAの事業運営に深いご理解と絶大なるご支援・ご協力を賜り、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

昨年11月にご案内させて頂きました通り、集金業務につきまして防犯対策や不祥事未然防止を図るため、皆様には大変ご不便をおかけいたしますが下記の通り業務の変更をさせていただきたくご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

(1) 集金業務の廃止について

当JAでは、令和3年3月末をもちまして、信用事業・共済事業にかかる集金業務を廃止いたします。

そのため、現在ご契約いただいている集金扱いの定期積金・共済掛金に関して掛込方法の変更手続きを随時お願いしております。職員が集金の際、手続きのご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、窓口ご来店時でも変更手続きが可能です。変更手続きに際しましては、契約証書およびお届け印が必要となります。共済契約に関しては他金融機関からの口座振替、クレジット払いも可能となっております。

(2) 集金業務の廃止までの受取書・領収書の発行について

受取書および領収書は、お客様とJAとの現金等の授受の証として手元に残るものであり、お客様とのトラブル防止や不祥事未然防止のため発行しております。以下の点について、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ 当JA職員が、現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡しします。

(3) 貯金の払戻し・解約・新規や通帳記帳等の取次業務について

これまで、ご訪問して貯金の払い戻し等を行っていましたが、集金業務同様、原則として廃止させていただきます。

令和2年6月
あいら農業協同組合